平成２４年（フ）第１０６号
福岡県久留米市三潴町田川172番地２　コーポ三潴102号
債務者　今村サチ子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１１２号
福岡県うきは市浮羽町高見93番地
債務者　末次　洋子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第５５号
北海道小樽市桜３丁目８番５号　ル・カジェ440、前住所北海道小樽市桜１丁目23番１号
債務者　渡邉　隆典
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第６８号
北海道小樽市望洋台３丁目１番４号　望洋台ライフホームＤ－２号室、前住所北海道岩内郡岩内町字高台142番地
債務者　清本　　明
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第７３号
北海道小樽市松ケ枝１丁目36番３号、前住所北海道小樽市新光１丁目15番14号
債務者　金澤　強志
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第７４号
北海道小樽市清水町11番13号、前住所北海道小樽市錦町22番５号
債務者　畑下　政司
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第６４号
福島市吉倉字名倉70番地の１　鈴木アパート１Ｆ東
債務者　菊地ルミ子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１５１号
石川県白山市青葉台２丁目122番地
債務者　林　　酉己
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１５２号
石川県金沢市戸水１丁目156番地、住民票上の住所石川県河北郡内灘町字千鳥台２丁目276番地
債務者　高木のぞみ
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１５６号
山梨県甲府市大里町3864番地５　ルーミー甲府102号
債務者　飯田　　豊
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６９号
長野県松本市中央３丁目11番１号ハヤマビル２階
債務者　髙橋　初枝
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第７７号
長野県安曇野市穂高8649番地
債務者　両角　雅子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２０号
長野県飯田市砂払町３丁目970番地１　リビングタウン砂払Ｃ201号
債務者　宮島　多賀
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第２７号
長野県飯田市松尾城4304番地
債務者　宮澤　達巳
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第１８３号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番８―406号
債務者　濵上　陽次
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３１号
兵庫県豊岡市日高町夏栗789番地、住民票上の住所兵庫県豊岡市香住441番地の19
債務者　秋枝　寛則
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

第明治三二十種郵便物認可